

「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」及び「平成 27 年度設計業務等技術者単価」の特例措置の実施について

「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）について次のとおり特例措置を実施しますのでお知らせします。

なお、これにより請負代金額（業務委託料）が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結した請負代金額（業務委託料）の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応していただきますようお願いいたします。

1 特例措置の内容

建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の受注者で、平成 27 年 2 月 1 日以降に契約を締結したもののうち、「平成 26 年度公共工事設計労務単価」及び「平成 26 年度設計業務委託等技術者単価」を適用して予定価格を積算している建設工事等について、「新労務単価」及び「新技術者単価」に基づく契約に変更するための請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができる。

2 請負代金額（業務委託料）の変更

変更後の請負代金（業務委託料）について、次の方式により算出します。

変更後の請負代金（業務委託料） = $P(\text{新}) \times k$

※ P（新）：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

K : 当初契約の落札率

3 協議の請求方法

別紙様式 1、様式 2 又は様式 3 を発注課へ提出し、協議してください。

4 請求期限

当該契約に係る工期（業務期間）末の 1 週間前まで

問合せ先

契約検査課工事契約係

電話 095-829-1276(直通)

(様式 1)

平成 年 月 日

(あて先) 長崎市長

受注者 住所
氏名

印

「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」の特例措置に係る請負代金額の変更協議書

このことについて、次の工事について、長崎市工事請負契約書第 条の規定により、請負代金の変更協議を請求します。

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 契約締結日 平成 年 月 日
- 5 請負代金 ¥
- 6 契約工期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 7 請求理由

(様式 2)

平成 年 月 日

(あて先) 長崎市上下水道事業管理者

受注者 住所
氏名

印

「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」の特例措置に係る請負代金額の変更協議書

このことについて、次の工事について、長崎市上下水道局工事請負契約書第 条の規定により、請負代金の変更協議を請求します。

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 契約締結日 平成 年 月 日
- 5 請負代金 ¥
- 6 契約工期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 7 請求理由

(様式 3)

平成 年 月 日

(あて先) 長崎市長

受注者 住所
氏名

印

「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価」の特例措置に係る業務委託料
の変更協議書

このことについて、次の業務について、長崎市土木設計業務等委託契約書第 条
の規定により、業務委託料の変更協議を請求します。

- 1 業務番号 第 号
- 2 業務名
- 3 契約締結日 平成 年 月 日
- 4 業務委託料 ¥
- 5 履行期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 6 請求理由